

比較地方自治研究の展開

千 草 孝 雄

1 はじめに

1990年代に、欧米において大規模な比較地方自治に関する研究が行われた。この研究はU.D.I.T.Eリーダーシップ研究と呼ばれている¹。この研究は多くの国を対象とし、いくつもの国からの多数の研究者が参加した。この研究の対象とした問題は多岐にわたった。この研究の成果、および、追加的に行われた調査等の結果から、いくつかの研究成果が発表された²。それらのうち、James H. Svaraを中心に行われた研究の成果について検討することが本稿の目的である。まず、政治行政関係に関するモデルからみていきたい。

2 政治行政関係に関するモデル

(1) 分離された役割モデル (The Separate Roles Model)

このモデルにおける特徴は、行政官の政治家に対する従属と分離された役割と規範である³。Svaraらは分離された役割モデルを定義する際に、分断論モデルにおける論理を受容するが、完全な分離は主張しない。公選職は、広い範囲にわたる政策をつくり、一般的な監督をすることに満足している。公選職は、選挙民や政党に応答するよりも、何が最善かについての彼らの意見にもとづいて活動する受託者として自分たちを見る可能性がある⁴。行政官は政策決定に寄与し、そして影響を行使する。ただ、領域の明白な差別化を維持しようとする互いの試みとともに、政治家と行政官の間の世界観における違いがある。古典的な官僚は、公益の一元的な概念の観点から考える。たとえば、国益や、あるいは、地方政府においてはコミュニティ全体の利益である。さらに、この類型の職員は次のように信じる。公的な問題は、公正、あるいは、合法性、あるいは、技術的な実用主義の、ある客観的な標準の観点から解決しうる。政治問

題は行政問題に転換される。行政官は政治を超越しているものと自分たちをみるのが、これは、彼らが政治にインパクトをもたないということを意味しない⁵。

行政官は、たとえ彼らが行政領域から政治過程に影響を与える政治的なアクターであるとしても、彼らの技術的専門性と組織的地位によって政治家から分離されている。人が政策やプログラムの特定化における執行の詳細を述べるのが実際に不可能であることを考えるときに、政策の内容に対し影響を与えることは、行政裁量を行行使す際においてさけられない。さらに、技術的、あるいは、専門職的助言の形態における行政官の政策勧告は、まだ公選職の政策形成に影響を与える。分離された役割モデルは機能が完全に分離していることを想定しない。特にそれは行政官の政策形成への寄与を認める⁶。

分離された役割モデルは次のことを想定する。公選職は、行政から離れるべきであるということを主張する一方で、行政官は彼らの政策関与の範囲を技術的アドバイスに限定し、市民に直接応答する努力を最小化する。この見解においては、政治家は価値をもたらし、行政官は政策過程に事実をもたらすという考え方に近い。最後に分離された役割モデルは次のように想定する。公選職からの指令を執行する責任と、また、専門性にもとづいて公選職へ意見と答えを独立にだす責任の双方を含む中立的能力が幅広く積極的に定義される⁷。

こうして、分離された役割モデルにおいて、行政官の活動は、組織的地位や資源と同じように技術的専門性によって形成される。公選職は、幅広い政策を設定し、成果の一般的な監督をする。行政官は分離された役割と行政の政治家への従属を強調する。分野はわかれているけれども、政治家による官僚制の明らかな統制は想定されている⁸。

(2) 自律的な行政官モデル (The Autonomous Administrator Model)

このモデルにおいては、行政官は政治家と同等か、あるいは、より大きな影響を与え、行政的役割から政治家がはなれている⁹。ある点において、自律的な行政官は分離された役割を維持すると考えることは、ミスリーディングである。なぜならば、行政官は政治家の重要な役割でもある政策形成において活動的である。ただ、このモデルにおける中心的要素は行政官が離れていることか、離れているが従属的でないことである¹⁰。

(3) 応答的行政官モデル (The Responsive Administrator Model)

このアプローチは、行政官の従属について強調することにおいて分離モデル

と同様であるが、それは、その役割と職員間の関係の政治的性格を強調することによって異なっている。応答的行政官モデルのもとで、政治家は行政的領域の中で活動し、直接に行政的役割をはたし、行政官は政治的規範と選好を予期し、そして、それに従う。このモデルは、政治家が行政官から政治的に「応答的能力」をもとめているという仮定にもとづいている¹¹。

このモデルにおいて、公選職はより上位の地位をしめる。かれらは、主要な政策決定に対する最終的な権限を他のモデルにおけるようにもっているばかりでなく、彼らは、他のモデルにおけるよりもより大きな程度に、方針をきめ、関係を形成する。公選職は政党をとおして活動的なリーダーシップを行使するかもしれない。行政官は単に従順なのではない。彼らは政治過程を指導する公選職を支持する。政治家は公式的な地位、あるいは、政党支持のために、主張するか、強力であるか、また、その両方である。行政官を支持し、公選職の期待と選好にあわせるように、彼らの行動と価値を調整するだろう¹²。

(4) 重なり合う役割モデル (The Overlapping Roles Model)

行政官と公選職をたがいに重複する役割をもつものとしてとらえ、行政官と政治家が与える共有された影響を認める多様なアプローチがある。それぞれの職員は、明確な役割をもち、行政官は政治的統制を尊重するが、広汎な相互作用、重なりあう機能、そして、相互の影響がある。これらのアプローチは、政策問題を含む広い範囲の決定において行政官は活動的であり、そして、政治家は潜在的に行政とむすびついた細かな選択に関与している¹³。

P. Selfの研究をみると、重なりあう役割のモデルと機能における差別化があいともなって生ずることになる¹⁴。

重なりあう役割と差別化が結合する例は、合衆国における市支配人制形態の政府における最初の原理にみいだされる。市支配人制形態は、ふつう分断論概念にもとづく統治形態の例とみられるけれども、それは補完性 (complementarity) と重なりあう役割の主要な例である¹⁵。全国都市連盟が1915年に支持した形態は、重なりあう関与と、統制されるが、広く関与する執行部の概念をもつ明白な領域を強調する。Woodrow WilsonとFrank Goodnowに似た見解をもつ初期の改革者は、彼らを政治的介入からまもりたいと思ったけれども、彼らは市支配人によって提供されたリーダーシップを認め、二組の職員の間幅広い相互関係を期待した¹⁶。

市支配人制を創設した人々の考えは、職員の意図された役割を理解するのに特に重要である。市会は、都市システムの重要な場所であり、官職を与える権限と市支配人の任命権を与えられた。このあとの部分は、統制された執行部の概念を反映し、市会の役割を危険にすることもなく、権力の分立を永続させることもなく、市会と執行部を強めた。モデル憲章は立法を行政から区別し、前者を市会に、後者を市支配人に割当てた。しかし、市支配人制の理論家と実務家は、政策と行政の間の基本的分断論に固執しなかった。憲章は行政の公選職による介入をなくすことを強調したが、孤立することを強調したのではない。市会は恒常的な、そして、包括的な監督を行使するだろうし、行政の支配についての市民の訴えを考慮する。行政ははなれた場所をあたえられるが、しかし、それは独立した場所ではない。それは、統制にしたがうが、党派的な介入をうけるのではない¹⁷。

同様に、市支配人は、政策助言を申し出るように要求され、立法にあたって、市会に勧告をだすように要求される。第二次都市綱領の注釈書は、市支配人の政策役割をよく参照している。全体に、市支配人は自らが指導者であることをしめさなければならないし、政策を形成し、そして、市会によるそれらの採用をうながす。改革者は政策の執行を担当するだけの行政の技術者をおくことだけを意図しているのではない¹⁸。

以上の4つの類型をPoul E. MouritzenとSvaraは次の頁の表のようにまとめている。

次に、対象とされた国々の地方自治における政府形態の分類をみてみよう。

3 政府形態の分類

MouritzenとSvaraは、政府形態の理念型を次の四つに分類している。すなわち、強力市長制、委員会—リーダー制、集団形態、市支配人制である。それぞれ次のように説明している¹⁹。

(1) 強力市長制 (The strong mayor form)

公選市長が市会多数を統制しており、法的に、そして、実際に執行権を完全に行使している。CEOは市長に任せ、他のいかなる政治家や政治体の同意なしに、雇われ、そして、解任される。市長はある機能について政治的任命職を

Comparison of Models of Political Administrative Relations

	<i>Separate roles</i>	<i>Autonomous administrator</i>	<i>Responsive administrator</i>	<i>Overlapping roles</i>
Degree of hierarchy of politicians and administrators	Clear subordination	Administrators have equal or greater influence	Clear subordination	Reciprocal influence
Extent of separation of spheres	Clear division of roles and functions	Administrators shape policy ; elected officials excluded from administration	Elected officials potentially involved in administration	Each set of officials involved in roles of the other
Nature of administrative norms	Commitment to neutral competence	Commitment to neutral competence and maintaining agency prerogatives	Commitment to responsive competence	Commitment to neutral competence and responsiveness to politicians and the public
Form of government	Uncertain: commonly linked to appointed executive systems (council - manager form)	Uncertain : greatest potential in appointed executive systems	Strong political executive systems (mayor - council form)	Parliamentary systems (committee - leader or collective leadership form) or appointed executive systems
Key elected official role and contribution	Elected officials set policy goals and oversee implementation	Elected officials approve policy	Executive drives enactment and implementation of policies	Elected officials make policy and interact with administrators in implementation
Involvement in policy by administrators	Low although active in advice and comment to elected officials	High	Low except as agent of politician	Moderate to high as initiators as well as advisers
Level of influence on policy making	Low	High	Low	Moderate

出典 : Poul Erik Mouritzen and James H. Svava, *Leadership at the Apex*. P. 43.

おくことができる。この形態は政治的リーダーシップ原則に主たる強調をおく。しろうと統制 (The layman rule) とプロフェッショナルリズムは強力な政治的リーダーシップと結びつく²⁰。

(2) 委員会—リーダー制 (The committee-leader form)

一人が明らかに都市の政治的指導者である。それは市長という名前をもっている、もってなくてもである。彼、あるいは、彼女は市会を統制するかもしれないし、統制しないかもしれない。執行権は共有されている。政治的リーダーは、ある執行機能に責任をもつかもしれない。しかし、他のものは、合議体、すなわち、公選職の政治家からなる常設委員会とCEOのものである²¹。

(3) 集団形態 (The collective form)

決定の中心は、一つの団体組織、すべての執行機能に責任をもつ執行委員会である。執行委員会は地方的に選挙された政治家と市長からなり、市長が主宰する。この形態において、しろうとの選任された集団にかわって、しろうと統制により多くの強調がおかれ、そして、政治的リーダーシップと専門職主義はそれにあわせる²²。

(4) 市支配人制 (The council manager form)

すべての執行機能は、政策に対する一般的な権限をもつが行政事務における関与は限定されている市会によって任命されるプロフェッショナルの行政官である、市支配人の手にある。市会は、形式的に主宰する機能と儀礼的な機能だけをもつ市長を長とする相対的に小さな機関である。この形態において、しろうと統制は制約され、政治的リーダーシップは限定され、専門職主義が強調される²³。

これらの類型を研究された国々に適用した場合についてMouritzenとSvaraは次のように述べている。研究の対象となった14の国々のすべてが、4つの理念型のタイプのうちの一つによって正確に叙述されるわけではない。しかしながら、ノルウェーを例外とするすべての場合において4つの理念型のうち、地方的政治的権力が、ある国において構成されるやり方にどれがあうかは相対的に明らかである²⁴。

4 各国における都市政治における政府形態の例

(1) フランス（強力市長制）

フランスにおける市会は市会議員の中からいかなる基準においても都市における指導の人物である市長を選挙する。選挙のシステムは、複雑な規則を通して有効な多数が形成されることを保障する。もっとも多い投票をえた政党か政党連合は市会において過剰代表されるだろう。市長はその政党か連合からでてくるので、通常市会を有効に統制する。ときどき、アド・ホック委員会が市会によって作られるが、しかし、典型的に彼らは制限された権限をもち、そして、市長職によって強く統制されている²⁵。

ほとんど例外なく、フランスの市長は、みずからすべての執行権をもっている。彼らは市会の決定を執行し、市会の承認のために予算を提出し、そして、都市の組織と人事を統制する。彼らは、これらの職務の遂行において、市会の中から、市会によって選挙された多くの副市長によって支持される。市長はまた、彼あるいは彼女がどの権限が彼らに委任されるかを決定するので、多かれ少なかれ副市長を統制する。フランスの政府形態は強力市長形態に非常に似ている²⁶。

(2) デンマーク（委員会—リーダー形態）

デンマークの都市の政治体としては、市会、執行委員会、そして、常設委員会がある。委員会の委員は市会によって、市会の中から比例的に選ばれる。執行権は委員会と市長がもつ。財務委員会はすべての財政的事務と行政事務を監督し、予算を作る²⁷。

市長の地位はフルタイムの地位と考えられている。市長は市会の議長であり、財務委員会の委員長である。彼あるいは彼女は市会を招集し、議題を設定し、細かな問題について責任を負い、そして、もっとも重要なことは、都市行政の上位の、日常的な指導者である。市長は、こうして、都市行政全体の公式の長である。市長は行政の全体を監督するかもしれないし、都市職員からのあらゆる情報を要求するかもしれないし、委員会と行政組織によって考慮されたすべての事案を検討するかもしれない。市長は、市会ばかりでなく、すべての政治体や行政単位によってなされた決定の執行について責任を負う。しかしながら、市長は委員会によってなされた決定に介入できないし、それを阻止することが

できない。こうして、個別的な、日常的な事務になると、常設委員会が完全に処理する。こうして、デンマークにおける都市に見られる都市形態は、委員会—リーダー形態として特徴づけられる²⁸。

(3) オランダ (集団形態)

オランダの都市の市長は中央政府によって任命される。彼は、ベルギーにおけるそのように市会の公選された議員ではない。実際、彼は都市の外部から任命される。彼らはしばしば政党员であるけれども、彼らは大都市において、しばしば、キャリア昇進をしようとする時に、専門職のように行動する。市長は市会によって解任されえないけれども、彼らが市会の信任を失うときに、彼らは近年深刻な政治問題に入り込む傾向があった²⁹。

オランダの市会は市長とともに執行委員会を構成する2人から6人の理事を選挙し、その執行委員会は、日常の行政、財政事務、そして、市会によってなされた決定の執行に責任を負う。

実際、それぞれの理事は特定の政策分野について、市会に責任を負う。しかしながら、形式的には執行委員会は集団的に行動する。市会は一人か、より多くの理事を信任しなくなるときに、それは、彼らの解任につながる。市長は市会と執行委員会を統轄し、ある分野について中央政府のために活動する。彼、あるいは、彼女の任期は6年であるのに対し、市会議員は4年任期で選挙される。都市は委員会を作るかもしれないけれども、彼らは常に諮問的役割をはたすだけだろう。オランダの政府形態は比較的明確な集団形態の政府の例である³⁰。

(4) アイルランド (市支配人制)

アイルランドにおける公選された地方政治家は執行権限をもたない。市会は一般的な原則と予算について決定し、市支配人によってとられたある決定を承認し、そして、一般的に市支配人の仕事を監督する。市長は市会を主宰し、儀礼的な職務を遂行する。多くの場合において、市長職は、一年ごとに市会議員の間で交替する。執行委員会はなく、多くの置かれなければならない常設委員会は諮問的役割をはたすにすぎない。CEO (市支配人) は行政のほとんどすべてのことを担当し、そして、市会に個別に留保されていないすべてのことを行うという意味において一般的な権限をもっている。アイルランドは市支配人制の明確な例である³¹。

5 職員の類型

MoutitzenとSvaraは職員の影響力によって、CEOのパートナーシップの類型をつくりあげた。そして、その類型をよりよく理解するために、その類型が政治構造と政治環境の特徴にいかに関係しているかを発見するとともに、他の個人的特徴においていかに異なっているかを知ることは重要であるとする。そして、CEOの類型として次のものをあげる。

(1) 依存的CEO

依存的CEOモデルの重要な点は行政官が公選職に従うことである。そして、この従属は公選職との関係で法的にしたがうことだけではない。公選職は政治的に優勢である³²。

(2) 相互依存的CEO

相互依存的なCEOは政策関与、政治家に対する助言などにおいて、依存的CEOよりも活動的である。市会が政党を代表すべきであり、市会はキャンペーン公約にこだわるべきであるという考えをより支持しないということ、そして、また公選職からの指示が少ないことを彼らは好む。相互依存的CEOは、権限が広く多くの公選職と行政官の間に分けられている委員会—リーダー都市においてより多くみられそうである³³。

(3) 独立的CEO

独立的CEOは、政治的統制のもとに作動するが、彼、あるいは、彼女自身の行動経路を設定するもっとも大きな能力をもつ。このCEOは、予算において大きな影響力をもつし、より小さな影響力をもつ政治的リーダーと相互作用する。これらの職員は、彼ら自身の利益を推進するのに関与しうるだろうし、あるいは、彼らは政治的考慮に、より注意を払わず、政治家の政治的利益により関わらずに専門職の視座を推進するだろう。このタイプのリーダーには個人的利益よりも専門職的利益が最高であるという想定を我々は期待する³⁴。

6 補完性 (Complementarity) に関する枠組

こうした比較地方自治に関する検討から補完性に関する枠組がSvaraらによって提示される。補完性は公選職と行政官がいかに関相互作用するかに関する

概念的モデルである。補完性に関する枠組は次のものを強調する。政治家と行政官の相互依存が次のようになされる。独立をもった遵守がなされる。政治が専門職的基準を支持することに対して正当に評価する。そして、行政官と公選職の間の相互作用は非常に広汎で、インターフェイスにおいて非常に密接な関係にあるので、彼らの行動は必然的に政治過程に影響を及ぼす³⁵。

そして、補完性のモデルにおける要素は、行政官の価値関与と公選職と行政官の相互作用の観点から、次のように展開される。行政官の価値関与の観点からは、次のものがあげられている。第一に、行政官は法と憲法を支持し、政治的優位を尊重し、そして、応答性が必要であることを認める。第二に、行政官は公衆につくし、民主的過程を支持することに責任がある。第三に、行政官は専門職的価値と能力に関わることに、独立であり、そして、彼らは、その機関の使命に忠誠をつくす。第四に、行政官は公選職と接するときに、正直であり、広い意味での公益の概念を推進し、そして、倫理的に基礎づけられた方法で活動する。また、公選職と行政官の相互作用の観点からは、次のようなものがあげられる。第一に、公選職と行政官は彼らのユニークな視座と価値にもとづいた、はっきりとした役割と彼らの形式的地位における相違がある。第二に、公選職が行政と政治的監督をし、行政官は政策形成に関わるように職員は重なりあう機能をもつ。第三に、公選職と行政官の間には、相互依存と相互の影響がある³⁶。

さらに、SvaraとJames B. Brunetは、次のようにいう。補完性は、行政における対立するようにみえるものを調整する。いかにして、政治家を統制する地位を確保することができ、そして同時に行政官は専門職的な価値と標準をまもり、公共に応答的であるのに十分な独立性を維持できるか、これらの緊張の調整において、一方で区別と境界を確認することは重要であるが、同時に潜在的に対立する見解をもち、政治と行政の分野を横切る行動にたざざわることになる。専門職の分野としての行政学のはじめから公選職と行政官が政府活動の全範囲でいかに協働し、それらの明確な性格を維持するために、またいかに分離されるかを理解しようとする努力がなされてきた。補完性は全体を形成するために明確な部分がいっしょにあることを意味する³⁷。

7 おわりに

このように、ヨーロッパを中心とする多くの国について、それも、地方政府の仕組みに焦点をあてた比較研究がおこなわれた。近年、いくつかの国において、地方自治制度、特に政府形態についての制度変更が行われている³⁸。そのような国々について、さらに研究を進めるとともに、ここにおいて、研究の対象とならなかった国々についても、さらに研究をしていく必要があると考える。本文において、U.D.I.T.E.リーダーシップ研究、および、MouritzenとSvaraが開発したモデルを紹介したが、そのようなモデルも再検討が必要になるかもしれない。U.D.I.T.E.リーダーシップ研究に関わった研究者が指摘しているように将来にわたってこのような研究が行われていく必要があると思われる。

註

- 1 この研究については、Poul Erik Mouritzen and James H. Svara, *Leadership at the Apex*, University of Pittsburg Press, 2002. Preface, pp. viii-xii. Poul Erik Mouritzen, Introduction, in Kurt Klaudi Klausen and Annick Magnier (eds.), *The Annonymous Leader*, Odense University Press, 1998.
- 2 K.K. Klausen and A. Magnier (eds.), *The Annonymous Leader, Appointed CEOs in Western Local Government*, Odense University Press, 1998, Peter Dahler-Larsen (ed.), *Social Bonds to City Hall, How Appointed Managers, Enter, Experience and Leave Their Jobs in Westan Local Government*, Odense University Press, 2001.
- 3 Poul Erk Mouritzen and James H. Svara, op. cit. p. 26.
- 4 *ibid.* p. 33.
- 5 *ibid.* pp. 33-34.
- 6 *ibid.* p. 34.
- 7 *ibid.* p. 34.
- 8 *ibid.* p. 34.
- 9 *ibid.* p. 26.
- 10 *ibid.* p. 36.
- 11 *ibid.* p. 36.
- 12 *ibid.* pp. 37-38.
- 13 *ibid.* p. 38.
- 14 *ibid.* pp. 38-39.
- 15 拙稿「政治行政分断論に関する再検討」駿河台法学 第22巻第2号を参照。

- 16 モデル都市憲章については、拙稿「モデル都市憲章に関する覚書」駿河台法学第19巻第1号を参照。Poul Erik Mouritzen and James H. Svava, op. cit. p. 39.
- 17 *ibid.* p. 39.
- 18 第二次都市綱領については、拙稿「グッドナウの地方自治論（8完）」自治研究第65巻12号を参照。Poul Erik Mouritzen and James H. Svava, pp. 39-40.
- 19 *ibid.* p. 5
ここで分類の対象となっているのは次の国々である。オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス、そしてアメリカ合衆国である。
- 20 *ibid.* p. 55. アメリカにおける強力市長制についてはThomas R. Dye and Susan A. MacManus, *Politics in States and Communities*, Prentice Hall, 2007. p. 372.
この類型のある国としてフランス、スペイン、ポルトガル、イタリア、アメリカがあげられている。
- 21 Poul Erik Mouritzen and James H. Svava, op. cit. p. 56.
この類型のある国としてデンマーク、スウェーデン、イギリスがあげられている。
- 22 *ibid.* p. 56.
この類型のある国としてベルギー、オランダがあげられている。
- 23 アメリカにおける市支配人制についてはThomas R. Dye and Susan A. MacManus, op. cit. p. 368. Poul Erik Mouritzen and James H. Svava, op. cit. p. 56.
この類型のある国としてオーストラリア、アイルランド、フィンランドがあげられている。
- 24 *ibid.* p. 56.
- 25 *ibid.* pp. 56-57.
市町村長 (maire) の地位について山口俊夫は次のように説明している。
「市町村長と助役（2～13名）は、市町村会で秘密投票により互選される。第1回および第2回投票では過半数の得票者を当選とし、それがない場合、第3回投票で相対多数の得票者を当選とする。同数票の場合には、年長者を当選とする。市町村会議員であることが当然の前提であるが、国会議員と市町村長との兼職も可能であり、事実上、大都市の市長はしばしば国会議員である。罷免された市町村長は、罷免から1年を経過していないときは、被選挙権を有しない（唯一の欠格事由）。市町村長は一定の報酬を受ける（市町村行政法典87条）。市町村長は、助役とともに《municipalite》（市町村行政理事会）を構成する。」
そして、市町村長の権限について、次のように説明している。
「県知事の場合と同様に、市町村長は、国の受任者の資格と、市町村の管理者の資格の、二重の資格を併有する。
(a) 国の受任者として、法令の公示と執行、選挙人名簿の補正や戸籍管理などの行政的任務、および司法機関とくに検察機関と協働して一定の司法的任務（犯罪捜査、遺警罪裁判所に対する公訴権行使など）を遂行する。

- (b) 市町村の管理者として、①市町村会を主宰し、またその議決案や予算案を準備してこれに提出し、かつ、議決および予算を執行する。②他方、市町村長は、市町村公務員の職階上の首長として市町村を代表し、また、人事を決定するほか、その独自の権限として、とくに市町村警察を指揮する（ただし、人口1万人以上のコミューンでは、秩序維持の任務は県知事の権限とされ、警察官もその指揮下におかれるから、市町村長の役割は、一般的保安と公衆衛生の維持に限られる。）山口俊夫『概説フランス法上』（東京大学出版会 1978）pp. 223-224.
- 26 Poul Erik Mouritzen and James H. Svava, op. cit. p. 57.
- 27 ibid. p. 60.
- 28 ibid. p. 60.
- 29 ibid. p. 62. オランダの市長について金井教授は次のように述べている。
 「市長の地位は特殊である。トルベッケ（Thorbecke = 1851年自治法の起草者）によれば、市長は、「自治体の人（man van de gemeente）」であるとともに「政府の手（hand van het gouvernement）」とされた。この後者の特殊な紐帯は、市長が国王（Kroon）によって任命（benomen）されることに現われている。但し、国王任命であることは、市長が国政府に階統制的に従属していることを導かない。この点は、州知事（commissaris van de Koningin, 女王委員・女王代官）と異なる点である。州知事は、政府が与える通達（ambtsinstructie）を執行する義務がある。市長は一般的に法律（特に自治体法）にのみ服しており、州知事や内務大臣に従属しているわけではない。州知事・内務大臣の市長に対する影響力は、主として、市長の任命・再任における州知事・内務大臣の重要な役割に起源を有している。」
 住民参加有識者会議 報告書『地方議会と住民参加』（財団法人 社会生産性本部 2003年）p. 68.
- 30 Poul Erik Mouritzen and James H. Svava, op. cit. pp. 62-63.
- 31 ibid. p. 64.
- 32 ibid. p. 234.
- 33 ibid. p. 235.
- 34 ibid. p. 235.
- 35 James H. Svava and James R. Brunet, Finding and Refining Complementarity in Recent Conceptual Models of Politics and Administration, in Mark R. Rutgers (ed.), Retracing Public Administration, JAI, 2003. p. 186. James R. BrunetはU.DI. T.E. リーダーシップ研究に参加している。
- 36 ibid. p. 203.
- 37 ibid. p. 204.
- 38 ドイツ、オランダ等において制度変更が行なわれているようである。
 前掲住民参加有識者会議による報告書、拙稿「比較地方自治研究序説」駿河台法学第24巻第1・2合併号を参照。

